道有林クレジット長期協定販売実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、道有林クレジット販売要領（平成24年10月４日付け道有林第489号、以下「販売要領」という。）第２条第３号に規定する販売区分（以下「長期協定販売」という。）について、販売要領第１条なお書きの規定に基づき、必要な事項を定める。

（募集開始の決定）

第２条　長期協定販売は、あらかじめ定めた期間に購入希望者を募集し、協定により複数年度にわたり定額かつ定量で道有林クレジットを販売するものとし、募集を開始する場合は、その都度、告示文（様式第１号）に必要事項を記載の上、１者あたりの販売数量等の募集内容を決定する。

（応募資格）

第３条　購入に必要な資格は、次のいずれにも該当する法人とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと

(2)　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと

(3)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと

(4)　次の要件のいずれかに該当するものとして、北海道警察本部（以下「道警本部」という。）から排除要請があった者でないこと

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ　暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ　次のいずれかに該当するもの

(ｱ)　法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(ｲ)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの

(ｳ)　暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

(ｴ)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(ｵ)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

エ　アからウまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(5)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと

(6)　特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと

(7)　J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用すること

２　前項の規定のほか、購入に必要な資格を、募集の都度、別に定めることができる。

（購入希望者の募集）

第４条　募集は、受付期間の最終日の前日から起算して、少なくとも10日前に道ホームページに公告する。

２　公告を行った場合は、所定の期間中、受付場所に申込書類（様式第４号から様式第６号まで）（以下、「申込書」という。）及び関係資料を備え付けるほか、道ホームページに公表し、購入希望者にこれを交付する。

（申込書等の受理）

第５条　購入希望者は、所定の期日までに、郵便等による送付、持参又は電子メールにより申込書を提出するものとする。

なお、送付により提出する者については、配達証明郵便等で提出しなければならない。

２　申込書には、法務局又は地方法務局等が商業登記法（昭和38年法律第125号）により発行した「登記事項証明書」を添付させるものとする。ただし、外国会社等で日本において登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）又はその写しを添付させるものとする。

なお、当該書類については、申込期日前３ヶ月以内に発行されたものとし、写しの提出も認める。

３　知事は、前２項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、道有林クレジットの使用に必要な範囲において、資料の提出を求めることができる。

（購入者の決定）

第６条　知事は、前条第１項の規定による申込みがあった場合は、次のとおり購入者を決定する。

(1)　購入希望数量が、公告で定める１者あたりの販売数量の範囲内で、購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量を上回らない場合、当該申込書を提出した者を道有林クレジットの購入者に決定する。

(2)　購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量を上回った場合、道による抽選により順に選考し、購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量の範囲で道有林クレジットの購入者を決定する。

なお、購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量を上回った時点で、当該申込書に記載の購入希望数量を、公告で定める販売可能数量から既に選考の購入希望数量の総和との差に調整の上、道有林クレジットの購入者に決定する。ただし、同意を得た者に限る。

２　前項により、抽選を行う場合は、当該事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

３　知事は、第１項による購入の適否について購入希望者に書面（様式第７号）により通知する。

（協定書及び契約書の作成）

第７条　前条の規定により購入者を決定した場合は、毎年度の販売数量及び販売価格並びに協定期間等について、様式第２号を基本とした連携協定を締結するとともに販売要領に規定する様式第４号を提出させるものとする。

２　知事は、前項の協定期間内において、当該年度におけるクレジットの売買のため、毎年度、道有林クレジット売買契約書（様式第３号）を作成し、前条の購入者と取り交わすこととする。

（売買代金の納付）

第８条　落札者は、前条の契約に基づき、道有林クレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに、道が発行する納入通知書により全額を一括して納付するものとする。

（道有林クレジットの移転等）

第９条　知事は、購入者からの売買代金の納付を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により、道の保有口座から購入者が指定する口座へ道有林クレジットの移転手続きを行うものとする。

２　購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、道が道有林クレジットの無効化を行うものとする。
３　購入者は、移転されたクレジットの無効化の状況を年度毎に取りまとめ、翌年の４月末までに、様式第８号により道へ報告するものとする。
４　前項の規定は、購入者と締結した協定書の締結期間が終了した後においても、移転されたクレジットが全て無効化されるまで、適用するものとする。

（結果の公表）
第10条　長期協定販売の募集結果は、第７条に規定する協定締結後、速やかに道のホームページにおいて購入者名等及び購入数量等を公表するものとする。ただし、購入者が希望しない場合は、購入者名を公表しないこととする。
２　公表の期間は、公表した日の翌日から１年が経過する日までとする。

（その他）
第11条　長期協定販売に関して、この要領に定めのないものについては、販売要領の規定を準用する。

附則
この要領は、令和７年(2025年)８月６日から施行する。
附則
この要領は、令和８年(2026年)３月24日から施行する。

（様式第１号）

北海道告示第〇〇〇〇〇〇号
　次のとおり、協定により複数年度にわたり定額かつ定量での販売（以下「長期協定販売」という。）による道有林クレジットの購入希望者を募集する。

△△〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事　　△　△　△　△

１　募集事項
（1）　協定期間
　△△〇〇年〇〇月〇〇日から△△〇〇年〇〇月〇〇日まで
（2）　販売条件等

クレジットの種類（プロジェクト番号）	１口あたりの販売数量	販売可能数量	販売価格（税抜）
J-クレジット（〇〇）	〇〇t-CO2／口	〇口	〇〇円／t-CO2（標準価格） 〇〇円／t-CO2（道内価格）

（3）　１者あたりの協定期間内における毎年度の購入数量

最高販売数量	最低販売数量
〇口	〇口（〇口単位）

２　購入に必要な資格
　次のいずれにも該当する法人とする。
（1）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと
（2）　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
（3）　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
（4）　次の要件のいずれかに該当するものとして、北海道警察本部（以下「道警本部」という。）から排除要請があった者でないこと
　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
　イ　暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
　ウ　次のいずれかに該当するもの
　（ｱ）　法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
　（ｲ）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
　（ｳ）　暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
　（ｴ）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
　（ｵ）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
　エ　アからウまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの
（5）　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
（6）　特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと
（7）　J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用すること
（8）
※(8)は別に必要な資格を定めた場合に記載

３　契約条項を示す場所
△（*所在地*）△
△（*部局名*）△
https://www.

４　購入申込書の提出方法及び受付期間
(1)　提出方法
　購入申込書は、第３項の示す様式を使用し、購入申込書の受付期間中に配達証明郵便等による送付、持参又は電子メールにより提出すること。なお、電報による提出は認めないものとする。
　なお、電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出すること。
(2)　受付期間
　△△○○年○○月○○日から△△○○年○○月○○日までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除き、毎日の午前９時から午後５時まで
(3)　提出先
　第３項に同じ

５　購入者の決定方法
　前項の規定による申込みがあった場合は、次のとおり購入者を決定する。
(1)　購入希望数量が、公告で定める１者あたりの販売数量の範囲内で、購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量を上回らない場合、当該申込書を提出した者を道有林クレジットの購入者に決定する。
(2)　購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量を上回った場合、道による抽選により順に選考し、購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量の範囲で道有林クレジットの購入者を決定する。
　なお、購入希望数量の総和が公告で定める販売可能数量を上回った時点で、当該申込書に記載の購入希望数量を、公告で定める販売可能数量から既に選考の購入希望数量の総和との差に調整の上、道有林クレジットの購入者に決定する。ただし、同意を得た者に限る。

６　契約書作成の要否及び代金支払方法
(1)　この契約は、協定書の作成及び毎年度のクレジット売買時における契約書の作成を要する。
(2)　代金は道が指定する方法により、指定の期日までに指定の場所に納入すること。

７　その他
　購入を希望する者に必要な資格のない者のした申込及びこの公告に定める条件に違反した申込は無効とする。

（様式第２号）

道有林クレジットの売買に関する連携協定書

売払人　北海道知事（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、道有林で国のJ-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジット（以下「道有林クレジット」という。）を利用したカーボン・オフセット（削減が困難な温室効果ガスの埋め合わせ）等の取り組みについて、相互に連携することにより、温室効果ガスの排出削減の取組に貢献するとともに、北海道の森林整備の促進につなげるため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本協定を履行するものとする。

（道有林クレジットの売買）
第２条　甲は、所有する道有林クレジットを、協定期間内の各年度において、原則、次に掲げる数量及び価格で乙に売り渡すものとし、別途売買契約書を締結するものとする。
(1)　販売数量：キキタ･グリーンクレジット　〇〇t-CO2
(2)　販売価格：〇〇円／t-CO2（うち消費税及び地方消費税の額　〇〇円／t-CO2）

（カーボン・オフセットの推進）
第３条　乙は、甲から道有林クレジットを購入し、無効化することによって、カーボン・オフセット等の取組を推進し、温室効果ガスの排出削減に貢献するものとする。
２　乙は、乙の保有口座に移転された道有林クレジットの無効化の状況について、年度毎に取りまとめ、翌年度の４月末までに甲に報告するものとする。
３　前項の規定は第６条の協定の締結期間が終了した後においても、移転された道有林クレジットの全量が無効化されるまで適用されるものとする。

（森林整備の促進）
第４条　甲は、乙に道有林クレジットを販売して得た資金を活用して、北海道の森林整備を促進し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図るものとする。

（指導・助言）
第５条　甲は、本協定に基づく取組が円滑に進むよう、必要な助言等の協力を行うものとする。

（協定の締結期間）
第６条　本協定は、協定締結日から　　年　　月　　日までの間、効力を有するものとする。ただし、乙から申し出があり、甲がこれを認める場合は期間を延長できるものとする。なお、その場合の販売価格については、協定変更時点の販売価格とする。

（危険負担）
第７条　本協定締結の時から売買契約の締結の時までにおいて、道有林クレジットが甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失して本協定の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本協定を解除することができる。また、乙は、本協定が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

（疑義の決定）
第８条　本協定に関し疑義を生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　北　海　道
　　北海道知事　　（氏名）　　印

　　住所
乙　　氏名　　印

（様式第３号）

道有林クレジット売買契約書

売払人北海道（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）とは、国のオフセット・クレジット（J-VER）制度及び J-クレジット制度に基づき、北海道が取得し、管理するクレジット（以下、「道有林クレジット」という。）の売買に関し、ここに契約を締結する。

（信義誠実等の義務）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（道有林クレジットの売買）
第２条　甲は、次に掲げる道有林クレジットを、次に定める販売数量及び販売金額により乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。
（1）　販売数量：道有林クレジット（J-クレジット）　　t-co2

クレジット特定番号	クレジット認証番号
～	

（2）　販売金額：金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

（契約保証金）
第３条　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金は第 10 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
３　第１項の契約保証金には、利息を付さない。
４　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第１項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第２項の定めにより処理する。
５　甲は、乙が次条第１項に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。
（契約保証金は、免除する。）
（注）契約保証金を免除する場合は、（　）書きを使用する。

（代金の支払い）
第４条　乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。
２　甲は、乙が前条第１項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第２条に定める売買代金から前条第１項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。
（注）第２項は、契約保証金を徴収する場合に使用する。

（道有林クレジットの移転）
第５条　甲は、乙からの売買代金の支払いを確認後、第２条第１号に定める販売数量を J-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）
第６条　乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（秘密の保持）
第７条　甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（遅延利息）
第８条　乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払いをしなければならない。もし、その期限内に支払いを完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数１日につき年　　パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。
（注）遅延利息の率は「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」第８条第１項に規定する支払遅延利息の率を使用する。

（契約解除）
第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
（1）　乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
（2）　乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
（3）　前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき。
２　前項の規定により本契約が解除された場合は、乙は違約金として販売金額の 10 分の１に相当する金額を甲に支払うものとする。

（損害賠償）
第 10 条　甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。
２　乙によってオフセットされた商品（サービス、イベント（会議）、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（契約の費用）
第 11 条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）
第 12 条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）
第13条　本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　北海道
　　北海道知事　　印

住　所
乙　　氏　名
　　印

（様式第４号）

年　　月　　日

北海道知事　様

（事業者名）
（代表者名）
（所 在 地）
（電話番号）

長期協定販売による道有林クレジットの購入申込について

このことについて、次のとおり関係書類を添えて購入申込書を提出します。
なお、この申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

１　添付書類
（１）道有林クレジット購入申込書（様式第５号）
（２）事業者（団体）の概要（様式第６号）
（３）登記事項証明書又はこれに代わるもの

２　申出事項
次の事項を確認の上、誓約及び同意をする場合、チェックボックスにチェックをしてください。

□　私は､道有林クレジットの購入に当たり､次のいずれにも該当する法人であることを申し出ます。
１　地方自治法施行令第167条の４第１項各号（地方自治法施行令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと
２　地方自治法施行令第167条の４第２項（地方自治法施行令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
３　宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
４　特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと
５　J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用すること

□　私は、北海道が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
　上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。
　また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

（様式第５号）

道有林クレジット購入申込書（長期協定販売）

購入希望者 （契約書乙欄に記載される方）	所在地	
	事業者名 （団体等）	
	代表者 職・氏名	
担当者 （事務を担当される方）	部署名	
	職・氏名	
	連絡先	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
購入目的		
	※　使用者、使用内容、使用量、使用時期等が決まっていれば記載すること。	
購入希望内容	口　　数　　（①）：	口
	１口あたりの数量（②）：	トン（t-CO2）
	数　　量（①×②＝③）：	トン（t-CO2）
	販売価格　　（④）：	円（消費税抜き／t-CO2）
	金　　額　　（④×⑤）：	円（消費税抜き）
	※　売買契約時には、上記金額に消費税及び地方消費税の額を加算します。	
購入数量調整の意向	購入希望者が多数の場合、抽選の結果、販売数量を調整する場合があります。 いずれかに、〇を付けてください。	
	ア　調整に同意しない。	
	イ　調整に同意する。	
J-クレジットの移転	いずれかに、〇を付けてください。	
	ア　Ｊ－クレジット登録簿に口座を保有または今後保有する予定であるので、売買代金を支払い後、指定する保有口座に移転を希望	
	口座名義人：	
	口座番号　：	
	イ　Ｊ－クレジット登録簿に口座を保有しないので、売買代金を支払い後、無効化口座に移転を希望	
道のホームページ等への掲載について	いずれかに、〇を付けてください。	
	ア　社名等の固有名詞を、ホームページやJ-クレジット登録簿での公表を希望	
	イ　社名等の固有名詞を、ホームページやJ-クレジット登録簿では公表しない	
その他		

（様式第６号）

事業者（団体等）の概要

事業者 (団体等)名	(設立年月：　　年　　月)
所在地	〒 TEL
連　絡　先 (上記と異なるとき)	〒 TEL
代表者氏名	
事業責任者	職氏名： TEL： FAX： E-mail：
事業者(団体) の概要	従業員(会員)数： 資本金： 売上高： 経常利益： その他： ※　記載可能な項目について記入してください。
活動概要	※　事業内容、活動拠点等を記入してください。

（様式第７号その１）
（購入者として決定した者への通知）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（購入者として決定した者）　様

北海道知事　　○　○　○　○

道有林クレジットの購入申込について

△△○○年○○月○○日付け北海道告示第○○○○○○号により告示した次の道有林クレジットの長期協定販売について、選考の結果、あなたを購入者としましたので通知します。

記

１　販売する道有林クレジット
（１）募集番号：
（２）クレジットの種類（プロジェクト番号）：△△△△（○○）

２　購入価格・数量
金　　円／年（○年間）
t-CO2／年（○年間）

（　　）

（様式第７号その２）
（購入者としない者への通知）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（購入者としない者）　様

北海道知事　　○　○　○　○

道有林クレジットの購入申込について

△△○○年○○月○○日付け北海道告示第○○○○○○号により告示した次の道有林クレジットの長期協定販売について、選考の結果、あなたを購入者とはしませんでしたので通知します。

記

１　販売する道有林クレジット
（１）募集番号：
（２）クレジットの種類（プロジェクト番号）：△△△△（○○）

２　購入者としない理由

（　　）

（様式第８号）

年　　月　　日

北海道知事　様

（事業者名）
（代表者名）
（所 在 地）
（電話番号）

道有林クレジットの無効化の状況について

（　　）年度までの道有林クレジットの無効化の状況について、次のとおり報告します。

記

年　　度	購入量（t-co2）	無効化（t-co2）	保有量（t-co2）
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合　　計			

※毎年度、４月末までに前年度までの状況を報告すること。
※J-クレジット制度管理者が発行する無効化通知書の写しを添付すること。